

担 当	福島労働局労働基準部
	健康安全課長 伊藤 達夫 主任産業安全専門官 空閑 秀雄 電話024-536-4603 (直通)

— 令和2年における労働災害発生状況（確定） —

**死亡者数は29人、建設業で大幅増加**

**死傷者数は2,001人、高水準で推移**

**うち新型コロナウイルス感染症による労働災害は94人**

福島労働局（局長 河西直人）は、管内における令和2年（1月～12月）の労働災害発生状況を取りまとめました。概要は以下のとおりです。

**【死亡者数】**

- 労働災害によって死亡した労働者数は29人となり、対前年比で9人の増加となった。
- 業種別にみると、建設業が13人と対前年比で6人の大幅な増加となった。また、道路貨物運送業で4人、農業で3人と、この3業種で全産業の約3分の2を占めている。
- 事故の型別では、墜落・転落が7人、激突されが4人、交通事故（道路）が4人、はさまれ・巻き込まれが3人の順となっている。

**【休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）】**

- 労働災害による死傷者数は2,001人となり、対前年比で74人（3.8%）の増加となった。第13次労働災害防止計画の目標を大きく上回っており、依然として高水準で推移している。
- 業種別にみると、商業、金融広告業、保健衛生業、接客娯楽業などの第三次産業（※）が895人と対前年比で66人（8.0%）増加し、全産業の4割以上を占めている。
- 事故の型（※）別では、転倒が420人と対前年比で53人（12.6%）減少したものの、依然として最も多く発生しており、全体の約5分の1を占めている。また、新型コロナウイルス感染症に係るものが94人となった。

※「第三次産業」とは、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業以外の業種のことをいい、表1では「上記以外の事業小計」を指します。

※「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象で、労働災害の類型を表します。

**【福島労働局第13次労働災害防止計画について（2018年4月1日～2023年3月31日）】**  
**（別添資料参照）**

- 計画の目標：平成29年比で死亡者数を15%以上減少させ17人以下に、死傷者数を5%以上減少させ1,747人以下とする。
- 重点業種である建設業、製造業、林業、道路貨物運送業、第三次産業（小売業等）における労働災害防止対策の徹底を図る。
- 業種横断的に転倒災害防止対策や交通労働災害防止対策等について取組の徹底を図る。

**【添付資料】**

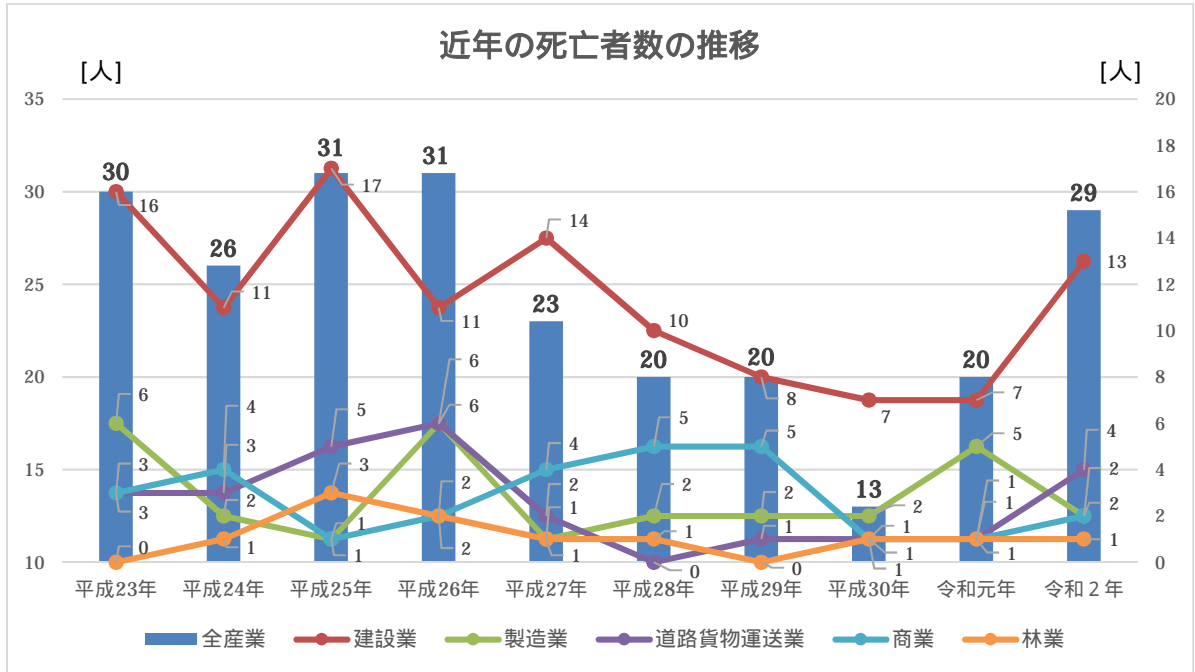
- 令和2年における労働災害発生状況（P3）
- 参考
  - 図1 福島県における労働災害発生の推移（平成元年～令和2年）（P7）
  - 表1 令和2年労働災害発生状況（P8）
  - 表2 令和2年事故の型別起因物別労働災害発生状況（P9）
  - 表3 令和2年死亡災害発生状況（P10）
  - 表4 令和2年全産業死亡災害概要（P12）
  - 表5 令和2年労働災害発生状況署別対比表（P17）
  - 資料 第13次労働災害防止計画（P18）

# 令和2年における労働災害発生状況

## 1 労働災害による死亡災害発生状況

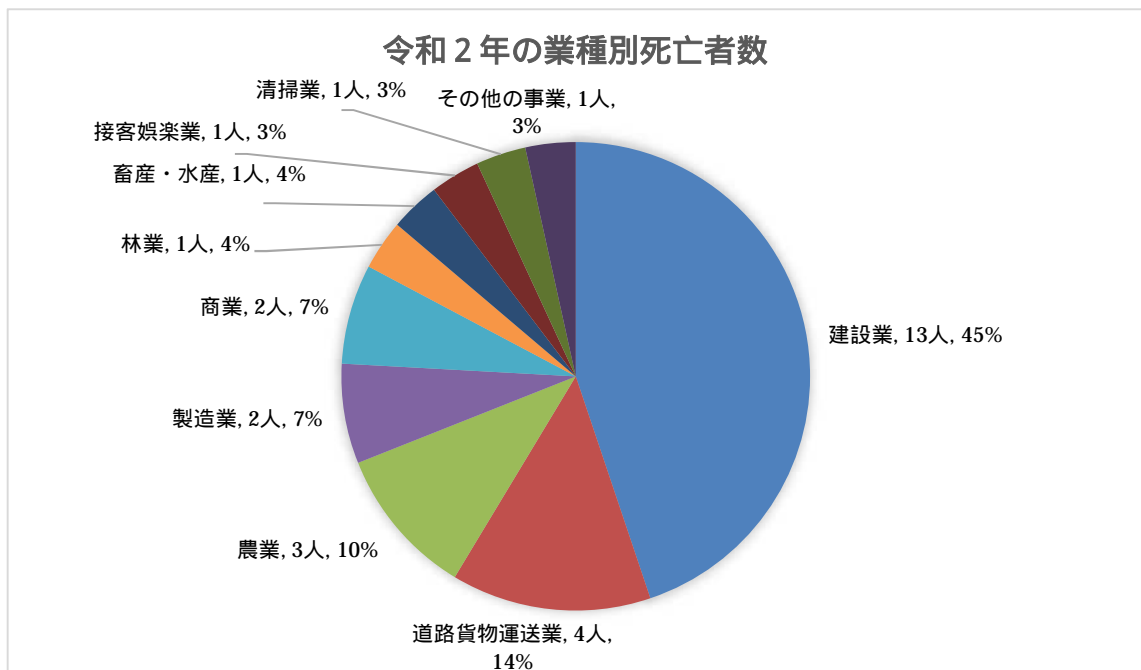
### (1) 近年の死亡者数の推移

労働災害による死亡者数は、長期的には減少傾向にあるが、令和2年の死亡者数は29人と、対前年比で9人の増加となった。【図1参照】



### (2) 令和2年の業種別死亡者数

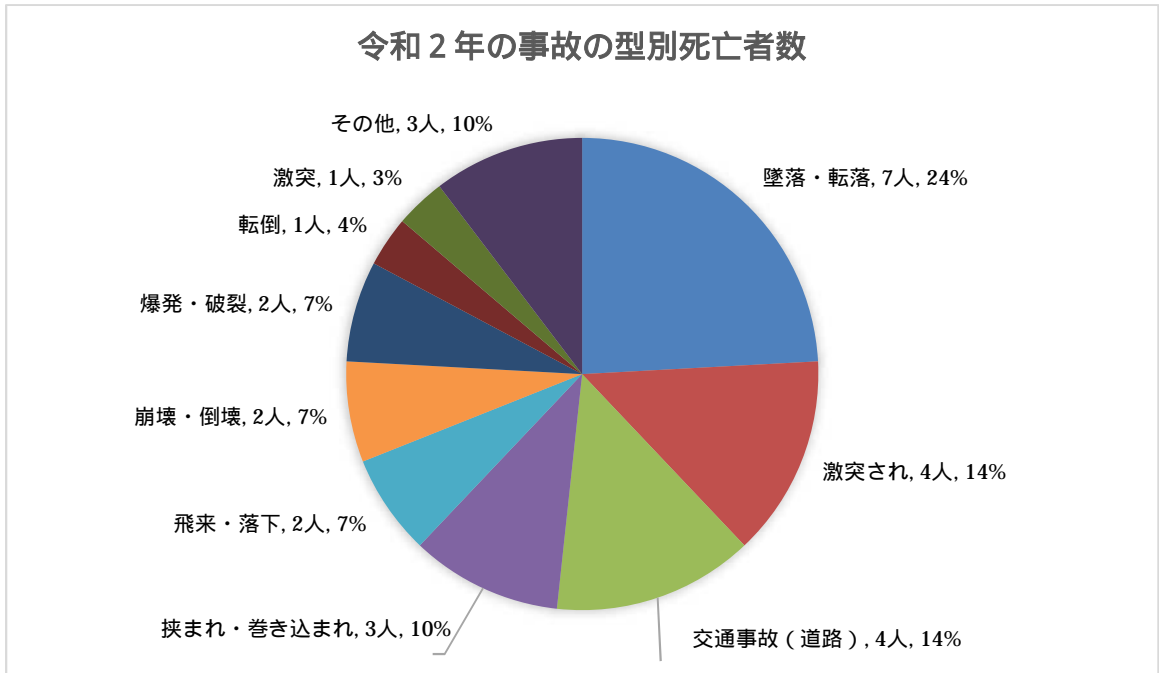
死亡者数を業種別にみると、建設業が13人（対前年比6人増加）と大幅な増加となった。また、道路貨物運送業が4人（対前年比3人増加）、農業が3人（対前年比3人増加）と、この3業種で全産業の約3分の2を占めている。【表1、表3、表4参照】



### (3) 令和2年の事故の型別死亡者数

死亡者数を事故の型別にみると、墜落・転落が7人（対前年比6人増加）、激突されが4人（対前年比1人増加）、交通事故（道路）が4人（対前年比3人増加）、はさまれ・巻き込まれが3人（増減なし）、飛来・落下が2人（対前年比1人減少）、崩壊・倒壊が2人（対前年比2人増加）、爆発・破裂が2人（対前年比2人増加）となっている。【表3、表4参照】

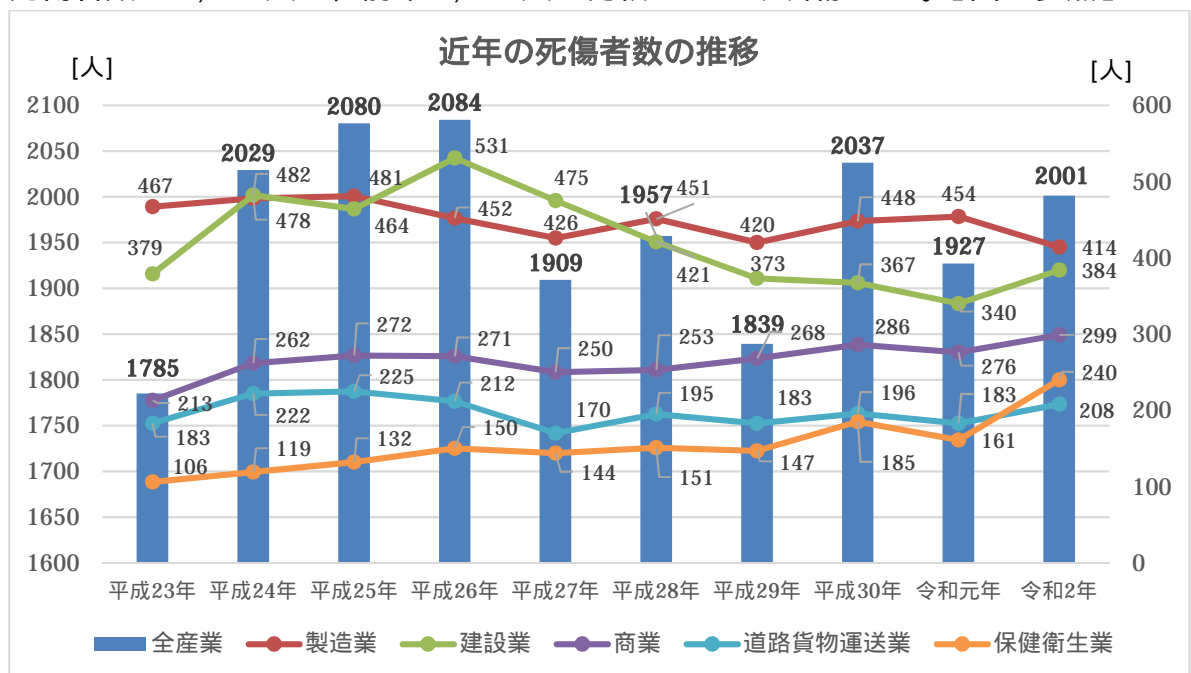
「事故の型」とは、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象で、労働災害の類型を表します。



## 2 休業4日以上死傷災害発生状況

### (1) 休業4日以上死傷者数（以下単に「死傷者数」という。）の推移

労働災害による死傷者数は、近年は2,000人前後で推移している。令和2年の死傷者数は2,001人と、前年1,927人と比較して74人増加した。【図1参照】

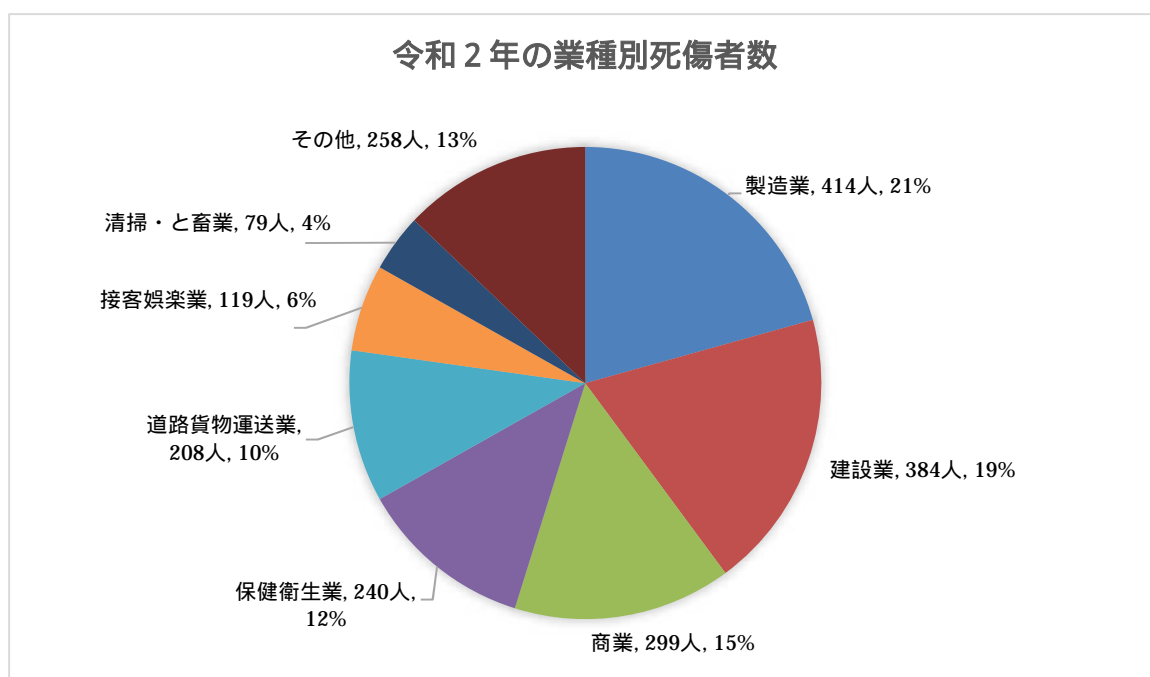


## (2) 令和2年の業種別死傷者数

死傷者数を業種別にみると、商業、金融広告業、保健衛生業、接客娯楽業などの第三次産業が895人で（対前年比66人（8.0%）増加）、全産業の4割以上を占め最も多くなっている。また、製造業が414人（対前年比40人（8.8%）減少）、建設業が384人（対前年比44人（12.9%）増加）、道路貨物運送業が208人（対前年比25人（13.7%）増加）となっている。【表1参照】

なお、第三次産業の中では、商業が299人（対前年比23人（8.3%）増加）、保健衛生業が240人（対前年比79人（49.1%）増加）、接客娯楽業が119人（対前年比23人（16.2%）減少）、清掃・と畜業が79人（対前年比28人（26.2%）減少）となっている。【表1参照】

「第三次産業」とは、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業以外の業種のことをいい、表1では「上記以外の事業小計」を指します。



## (3) 令和2年の事故の型別死傷者数

死傷者数を事故の型別にみると、転倒が420人（対前年比53人（12.6%）減少）となったものの依然として最も多く発生しており、全体の2割を占めている。また、墜落・転落が337人（対前年比42人（22.6%）増加）、動作の反動・無理な動作（腰痛等）が238人（対前年比32人（15.5%）増加）、はさまれ・巻き込まれが230人（対前年比1人（0.4%）減少）、切れ・こすれが142人（対前年比9人（6.8%）増加）となっている。

また、新型コロナウイルス感染症に係る死傷者数94人（死亡者0人）については、その他の起因物等（病原菌、細菌等）に分類され、全体の5%を占めている。【表2参照】

## 令和2年の事故の型別死傷者数

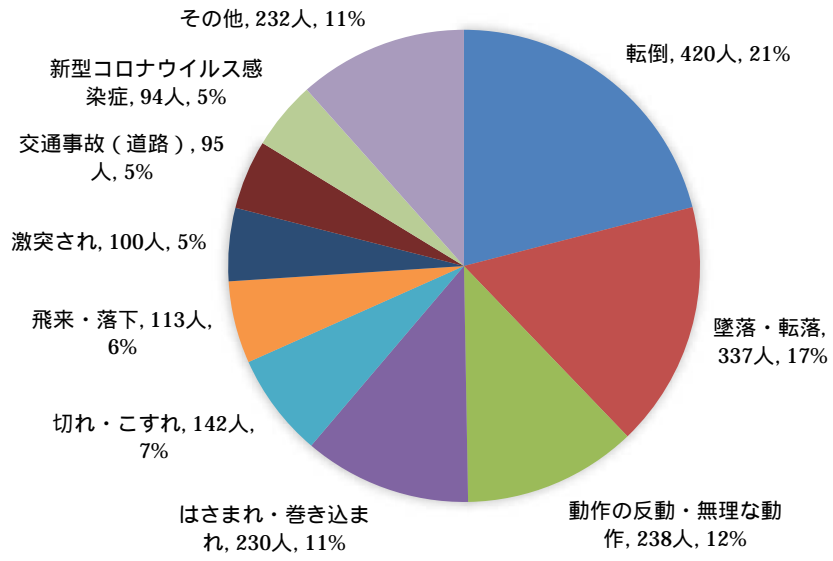


図1 福島県における労働災害発生の推移(平成元年～令和2年)

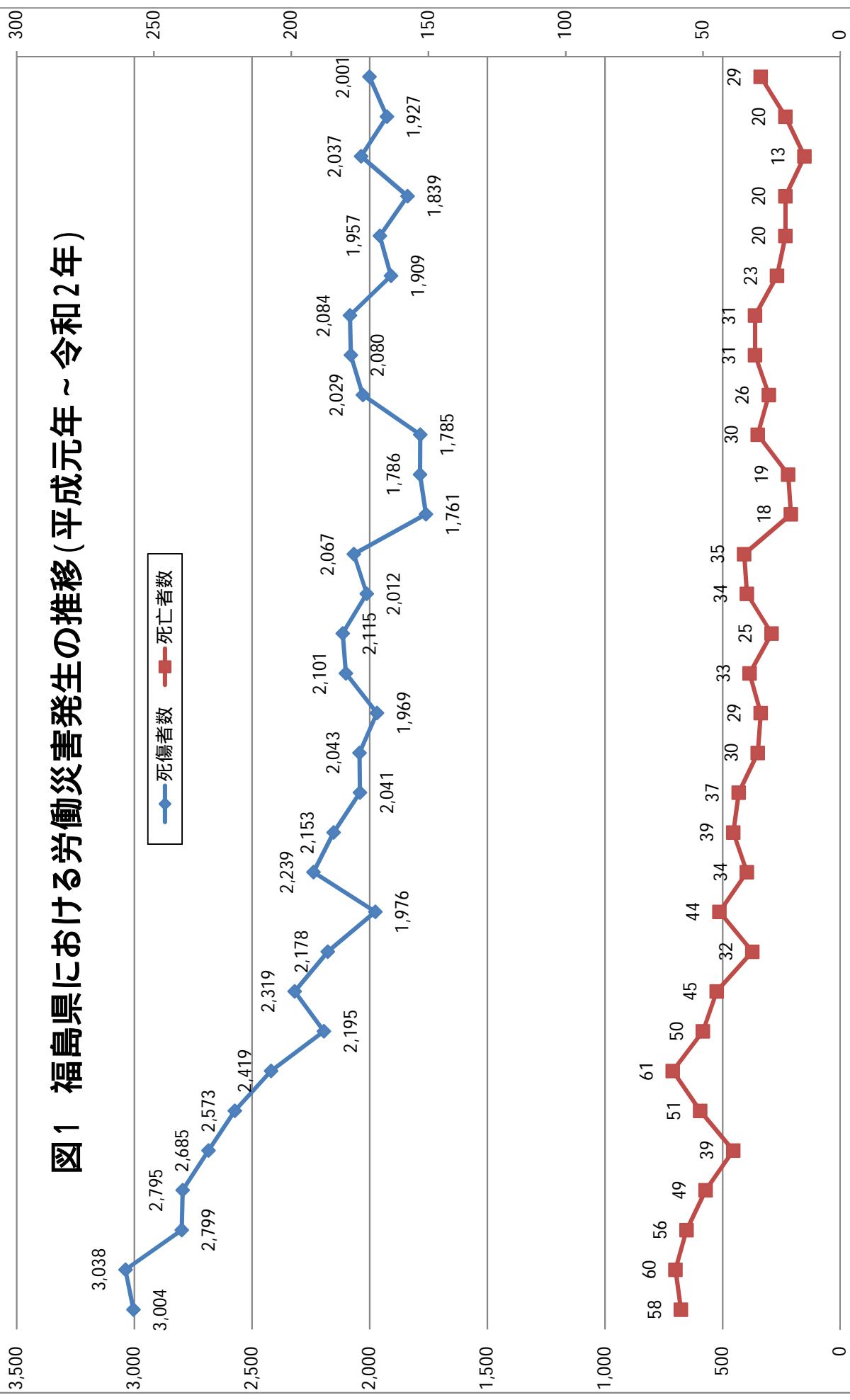


表1

## 令和2年労働災害発生状況(1~12月)

【 確定 】

福島労働局

業種別	年別	令和2年		前年同期		対前年比(死傷者数)	
		死傷者数	うち死亡者数	死傷者数	うち死亡者数	増減数	増減率(%)
全業種合計		2001	29	1927	20	74	3.8
製造業小計		414	2	454	5	-40	-8.8
食料品製造業		109	0	135	1	-26	-19.3
繊維工業・繊維製品製造業		5	0	10	0	-5	-50
木材、木製品製造業		22	0	24	0	-2	-8.3
家具、装備品製造業		7	0	15	0	-8	-53.3
パルプ、紙、紙加工品製造業		6	0	11	0	-5	-45.5
印刷製本業		9	0	3	0	6	200
化学工業		40	0	40	0	0	0
窯業土石製品製造業		43	1	36	0	7	19.4
鉄鋼業		11	0	9	0	2	22.2
非鉄金属製造業		5	0	6	0	-1	-16.7
金属製品製造業		55	0	47	3	8	17
一般機械器具製造業		18	0	17	1	1	5.9
電気機械器具製造業		22	1	37	0	-15	-40.5
輸送用機械器具製造業		25	0	23	0	2	8.7
電気、ガス、水道業		2	0	4	0	-2	-50
その他の製造業		35	0	37	0	-2	-5.4
鉱業小計		6	0	5	0	1	20
土石採取業		5	0	4	0	1	25
その他の鉱業		1	0	1	0	0	0
建設業小計		384	13	340	7	44	12.9
土木工事業		99	5	85	2	14	16.5
建築工事業		186	4	154	1	32	20.8
その他の建設業		99	4	101	4	-2	-2
運輸交通業小計		223	4	207	1	16	7.7
鉄道・道路旅客運送業		15	0	22	1	-7	-31.8
道路貨物運送業		208	4	183	0	25	13.7
上記以外の運輸交通業		0	0	2	0	-2	-100
貨物取扱業小計		9	0	15	0	-6	-40
陸上貨物取扱業		7	0	12	0	-5	-41.7
港湾荷役業		2	0	3	0	-1	-33.3
農林業		52	4	53	1	-1	-1.9
林業		28	1	29	1	-1	-3.4
畜産・水産業		18	1	24	0	-6	-25
上記以外の事業小計		895	5	829	6	66	8
商業		299	2	276	1	23	8.3
金融広告業		21	0	11	1	10	90.9
保健衛生業		240	0	161	1	79	49.1
接客娯楽業		119	1	142	2	-23	-16.2
清掃・と畜業		79	1	107	1	-28	-26.2
上記以外の事業		137	1	132	0	5	3.8

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。



令和2年事故の型別起因物別労働災害発生状況（確定）

事故の 起因物	福島労働局																			
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の接触物	有害物等との接触	感電	爆発	火災	道路交通事故（道）	他交通事故（その他）	理動作の反動・無作	分類不能	計
動力機械	8	3	7	16	1	24	105	78	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	246
原動機				1			1													1
動力伝導機構				1			8													9
木材加工用機械	1		1	2		2	4	35												45
建設機械等	7	2	2	3		15	19	3									1			52
金属加工用機械				5	1	2	23	14			1							2		46
一般動力機械		1	4	5		3	49	26												90
車両系木材伐出機械等						2	1													3
物上げ装置、運搬機械	88	17	22	6	2	20	56	0	0	0	2	0	1	0	0	89	5	10	0	318
動力クレーン等	3	3	1	3	1	4	13													28
動力運搬機	81	5	18	2	1	15	39				1		1		25	1	7			196
乗物	4	9	3	1		1	4				1				64	4	3			94
その他の装置	87	48	22	24	6	22	27	46	0	0	14	1	0	0	0	0	0	22	0	321
圧力容器							1							1						2
化学設備																				0
溶接装置																				0
炉・窯等				1			1			2										4
電気設備		2				1				1										4
人力機械・工具等	2	13	6	8	1	16	11	41		1							5			104
用具	82	24	10	15	4	3	8	3		5							13			167
その他の装置・設備	3	9	6	1	1	2	6	2		5		1					4			40
仮設物・構築物・建設物等	131	264	29	7	6	3	7	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	48	0	499
仮設物・構築物・建設物等	131	264	29	7	6	3	7	2		1					1		48			499
物質・材料	4	13	5	34	11	8	15	9	1	0	7	6	0	0	0	0	0	11	1	131
危険物・有害物等				1						7	6			5					1	20
材料	4	13	5	33	11	8	15	9	1		0			1			11			111
荷	7	13	8	14	3	3	15	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	47	0	114
荷	7	13	8	14	3	3	15	3		1							47			114
環境等	10	44	3	11	1	12	4	3	0	0	31	1	0	0	0	4	0	23	10	158
環境等	10	44	3	11	1	12	4	3		31	1				4		23	10		158
その他	2	18	2	1	0	8	1	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	74	103	214
その他の起因物		2	1	1		5	1	1		2					1		12	98		124
起因物なし	2	16	1			3											62	5		89
分類不能																				1
計	337	420	98	113	30	100	230	142	1	0	59	8	1	6	2	0	95	238	114	2,001

表3

## 令和2年死亡災害発生状況

【確定】

(署別)

署	令和2年			前年同期			増減
	総数	内交通事故	内建設業	総数	内交通事故	内建設業	
福島	7	1	2	4		1	3
郡山	7	1	3	3	1	1	4
いわき	5		3	4		1	1
会津	3		1	2		1	1
白河	2		1	2			0
須賀川	3	2	2	1			2
喜多方				1			-1
相馬	2		1				2
富岡				3		3	-3
合計	29	4	13	20	1	7	9

(業種)

業種	令和2年	前年同期	増減
製造業	2	5	-3
土石採取業			0
建設業	13	7	6
運輸交通業	4	1	3
道路貨物運送業	4		4
陸上貨物取扱業			0
林業	1	1	0
畜産・水産・農業	4		4
商業	2	1	1
金融広告業		1	-1
保健衛生業		1	-1
接客娯楽業	1	2	-1
清掃業	1	1	0
その他の事業	1		1
合計	29	20	9

(事故の型別)

事故の型	令和2年	前年同期	増減
墜落・転落	7	1	6
転倒	1	1	0
激突	1		1
飛来・落下	2	3	-1
崩壊・倒壊	2		2
激突され	4	3	1
挟まれ・巻き込まれ	3	3	0
切れ・こすれ			0
有害物との接触			0
おぼれ		4	-4
爆発・破裂	2		2
交通事故	4	1	3
その他	3	4	-1
合計	29	20	9

(起因物別)

起因物	令和2年	前年同期	増減
動力機械			0
木材加工用機械			0
建設機械等	1	1	0
金属加工用機械		1	-1
一般動力機械	2		2
車両系木材伐出機械等			0
動力クレーン等	1	1	0
動力運搬機	5	3	2
乗物	2	1	1
その他の装置	2		2
用具	1		1
仮設物、建築物、構築物等	6		6
物質、材料	1	1	0
荷			0
環境等	7	8	-1
その他	1	4	-3
合計	29	20	9

令和2年事故の型別業種別

業種	事故の型別																合計
	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	挟まれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	有害物との接触	おぼれ	爆発	発裂	交通事故	分不	類能	その他	
製造業	1						1										2
土石採取業																	0
建設業	3			1	1	1	1				1	2				3	13
運輸交通業	1			1			1				1						4
道路貨物運送業	1			1			1				1						4
陸上貨物取扱業																	0
林業							1										1
畜産・水産・農業	2		1		1												4
商業							1					1					2
金融広告業																	0
保健衛生業																	0
接客娯楽業												1					1
清掃業		1															1
その他の事業							1										1
合計	7	1	1	2	2	4	3	0	0	0	2	4	0		3		29

表4

## 令和2年 全産業死亡災害概要

【確定】  
福島労働局

番号	発生日 管轄署 (発生場所)	業種	被災者			事故の型 起 因 物	災害発生状況	備考 発注者
			性別	年齢	職種			
1	1月4日 郡山 (猪苗代町)	ビルメン テナンス業	男	74	警備員	転倒  その他の 環境等	施設警備の業務に従事していたが、宿直室内で意識不明の状態で見られているところを発見された。状況から、前日夜の巡回中に転倒し、地面に後頭部を打ちつけたものと思われる、その後、意識が戻らず、約半年後に死亡した。	
2	1月29日 須賀川 (須賀川市)	新聞販 売業	男	56	配達員	交通事 故 (道路)  乗用車等	午前2時頃、新聞配達のため県道をバイクで走行中、国道との交差点で、国道を右側から走行してきた軽乗用車と衝突した。	
3	2月29日 福島 (伊達市)	燃料小 売業	男	63	作業員	激突され  その他の 環境等	ゴミ箱の片付け作業をしていた所長に近付き作業指示を仰ごうとしたとき、後方に振り上げた所長の手が、顎に当たり脳震盪の状態の後方に倒れ、後頭部をアスファルト地面に激突した。	
4	3月10日 会津 (大沼郡)	鉄道軌 道建設 工事業	男	69	作業員	崩壊、倒壊  地山、岩石	ケーブルクレーン用バックステーアンカー支圧版設置部の掘削を完了し、斜面にこぼれた土砂をエアホースにより清掃作業中、上方の岩盤が崩落(長さ約4.5m、幅3.5m)して、岩石(1m×1m×0.6m)の下敷きとなった。	民間
5	3月13日 須賀川 (須賀川市)	その他 の建築 工事業	男	46	作業員	墜落・転落  屋根等	工場のスレート屋根の上で、屋根の棟部分の補修作業中、スレート屋根を踏み抜き、約9m下のコンクリート床に墜落した。	民間

6	3月14日 須賀川 (南会津郡)	その他の 土木 工事業	男	71	作業員	交通事故 (道路)  トラック	建設工事現場での作業終了 後、同僚の運転する会社のト ラックで国道を走行中、トラ ックが橋の欄干に衝突した 後、沢に転落し、助手席に乗っ ていた被災者が死亡した。	民間
7	3月17日 福島 (いわき市)	その 他 の 接 客 娯 楽 業	男	49	管理者	交通事故 (道路)  乗用車等	所属している福島の店舗 からいわき市内の別の店舗に 業務打合せに行くため、磐越 道を乗用車で走行中、法面に 乗り上げて車両が横転、炎上 した。	
8	3月23日 郡山 (田村市)	畜産業	男	61	従業員	墜落・転落  屋根等	堆肥小屋のポリカーボネー ト屋根の補修作業中、屋根を 踏み抜き、墜落した後で堆肥 の攪拌機に巻き込まれた。	
9	3月24日 福島 (福島市)	電気機 械器具 製造業	男	45	作業員	はさまれ・ 巻き込ま れ  炉窯等	工場内で、溶解炉の油圧ポン プの点検補修作業中、溶解 炉が傾き、上半身を挟まれた。	
10	3月31日 福島 (福島市)	農業	男	72	作業員	激突  その 他 の 一 般 動 力 機 械	果樹園において、自走式薬 剤噴霧機を運転中、桃の木の 枝に激突し、木の枝と運転席 との間に胸部を挟まれた。	
11	4月11日 会津 (会津若松市)	一般貨 物自動 車運送 業	男	50	運転手	破裂  その 他 の 装 置、設 備	タイヤをホイールに組み込 む作業で、タイヤの上に乗っ て空気を充填中、ホイールリ ングとともに天井まで吹き飛 ばされた。	
12	4月11日 福島 (福島市)	農業	男	69	作業員	墜落・転落  はしご等	民家の庭木の選定作業を三 脚脚立に上がって行っていた ところ、三脚脚立の脚部が滑 って開脚し、バランスを崩し て約2m下の舗装道路に墜落 した。	

13	4月13日 会津 (会津若松市)	木材伐出業	男	65	作業員	激突され 立木等	立木の伐倒作業中、チェーンソーで追い口切をしていたところ、立木が縦方向に裂けて倒れ、木の元口部が激突した。	
14	4月15日 いわき (いわき市)	その他の建設業	男	31	作業員	はさまれ・巻き込まれ 混合機、粉碎機	足場上でベルトコンベアの塗装作業中、足場の脇で稼働中のため回転していた冷却キルンに取り付けられているハンマーに、着用していた安全帯のランヤード(ロープ)が引っ掛かり巻き込まれ、吊られた状態で発見された。	民間
15	4月29日 いわき (いわき市)	その他の土石製品製造業	男	58	作業員	墜落・転落 屋根等	屋根の補修作業中、スレート屋根を踏み抜き約6m下の床面に墜落した。	
16	5月20日 郡山 (郡山市)	一般貨物自動車運送業	男	38	運転手	はさまれ・巻き込まれ フォークリフト	配送先での荷下ろし作業終了後、大型トラックのウイングを格納するため、荷台左後部のスイッチを押していた際、配送先事業場のフォークリフトが後退し、フォークリフトと大型トラックとの間にはさまれた。	
17	6月8日 福島 (福島市)	その他の土木工事業	男	28	作業員	激突され 掘削用機械	造成工事において、ドラグショベルの運転者が土のう袋が風で飛ばないようにバケットを押さえたところ、土のう袋を日よけとして被っていた被災者に気づかず激突した。	民間
18	7月2日 郡山 (田村市)	警備業	男	62	誘導員	激突され トラック	誘導していたドラグショベルから離れた際、別のドラグショベルの掘削土砂を運搬していたダンプトラックが後進してきて、ダンプトラックの左後方部ではねられた。	民間

19	7月30日 郡山 (郡山市)	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	50	現場責任者	爆発 可燃性のガス	休業中の飲食店改修工事現場において、朝出入口を開錠して入室し、機械警備システムを解除したところ、直後に発生したガス爆発に巻き込まれた。	民間
20	8月5日 福島 (福島市)	その他の建設工事業	男	44	作業員	高温・低温のものとの接触 高温・低温環境	店舗新築工事現場において、歩道の切下げに伴う清掃作業に従事していた。午後0時30分頃、被災者は休憩のため隣接する公園の水飲み場に歩いて移動中に公園内で倒れ、その後、重度の熱中症により死亡した。	民間
21	8月5日 白河 (棚倉町)	その他の建築工事業	女	49	作業員	高温・低温のものとの接触 高温・低温環境	S造2階建集合住宅の解体工事現場において、解体により生じた廃材を手作業でフレコンバッグに仕分けする作業を行っていたところ、フレコンバッグにうつ伏せに倒れているところを発見され、その後、熱中症により死亡した。	民間
22	8月7日 郡山 (三春町)	建築設備工事業	男	67	作業員	高温・低温のものとの接触 高温・低温環境	工場内天井配管の解体作業を高所作業車で行っていた際、熱中症を発症し死亡した。	民間
23	9月14日 いわき (いわき市)	橋梁建設工事業	男	70	作業員	墜落・転落 足場	橋台ウイング部の側面足場上で足場の変更作業中、被災者の乗った足場板が外れ、足場板とともに約6m下の地上に墜落した。	民間
24	9月18日 相馬 (南相馬市)	その他の建設業	男	19	作業員	飛来・落下 その他の起因物	設備の清掃作業を行っていた際に、建屋上部に付着していた石膏スケールが高さ8m以上の箇所から被災者の頭部に落下し、令和2年10月13日に死亡した。	民間

25	10月3日 白河 (白河市)	農業	男	56	作業員	崩壊・倒壊 建築物、構 築物	乾燥した粃の精米業務において、粃摺り機の稼働状況の確認等を行っていたところ、粃を受け止めるホッパーが取り付けられていた梁ごと脱落して頭部に当たり、その後、乾燥機から排出された粃の下敷きとなり、窒息により死亡した。	
26	11月30日 相馬 (相馬市)	一般貨物自動車運送業	男	46	貨物自動車運転手	飛来、落下 クレーン	配送先の労働者と2名で、天井クレーンによりトレーラーから長さの異なる鋼材10本の荷卸し作業中、荷を荷卸しする方向と反対方向に横移動させたため、荷台上の被災者が地面に落下した。また、適切に玉掛けされていなかった鋼材のうち1本が、高さ約2mの位置から被災者頭部に落下し死亡した。	
27	12月2日 郡山 (郡山市)	道路建設工事業	男	67	作業員	交通事故 (道路) トラック	道路拡幅工事現場における作業中、現場の先の店舗で集荷を終えて現場内を後進していた大型トラックに轢かれ死亡した。	市
28	12月15日 いわき (いわき市)	その他の建設業	男	53	作業員	墜落・転落 建築物・構 築物	ホッパー内から粉体をバキュームで抜き出す作業において、梯子を使用してホッパー内部に下りる途中で墜落し、粉体に埋まって窒息により死亡した。	民間
29	12月29日 いわき (新潟県 長岡市)	一般貨物自動車運送業	男	62	運転手	墜落・転落 トラック	いわきから新潟へトレーラーを運転中に一般道で道に迷い、バックした際に後部をぶつけて降車したところ、真っ暗な場所であったため、隣接する法面を転落し約4.5m下の河川に落水し死亡した。	



令和2年労働災害発生状況署別対比表(12月31日現在)

(確定)  
福島労働局

業種	年		局		福島署		郡山署		いわき署		会津署		白河署		須賀川署		喜多方署		相馬署		富岡署	
	31.15年	増減率	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷	死	傷
全産業	31.15年		20	1927	4	414	3	439	4	352	2	242	2	138	1	123	1	60	0	88	3	71
	2年		29	2001	7	462	7	419	5	373	3	217	2	155	3	153	0	50	2	100	0	72
	増減率		45.0	3.8	11.6	-4.6	6.0	-10.3	12.3	24.4	-16.7	13.6	1.4									
製造業	31.15年		5	454	1	94	0	92	2	99	0	38	1	46	0	41	1	20	0	17	0	7
	2年		2	414	1	76	0	78	1	102	0	29	0	47	0	42	0	12	0	19	0	9
	増減率		-8.8																			
食料品製造業	31.15年		1	135	0	31	0	40	1	22	0	18	0	10	0	3	0	6	0	5	0	0
	2年		0	109	0	23	0	21	0	23	0	12	0	12	0	7	0	7	0	3	0	1
	増減率		-19.3																			
鉱業 (土石採取業を含む)	31.15年		0	5	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	2年		0	6	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	増減率		20																			
建設業	31.15年		7	340	1	65	1	72	1	52	1	39	0	16	0	15	0	13	0	23	3	45
	2年		13	384	2	79	3	68	3	66	1	40	1	23	2	27	0	13	1	22	0	46
	増減率		12.9																			
運輸交通業	31.15年		1	207	0	44	0	51	0	36	1	24	0	25	0	14	0	2	0	6	0	5
	2年		4	223	0	40	1	70	1	44	1	10	0	23	0	19	0	2	1	12	0	3
	増減率		7.7																			
道路貨物運送業	31.15年		0	183	0	39	0	45	0	32	0	17	0	23	0	14	0	2	0	6	0	5
	2年		4	208	0	37	1	65	1	39	1	9	0	22	0	19	0	2	1	12	0	3
	増減率		13.7																			
貨物取扱業	31.15年		0	15	0	1	0	8	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2年		0	9	0	1	0	4	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	増減率		-40.0																			
農林・畜産・水産業	31.15年		1	77	0	20	0	18	0	9	0	13	1	6	0	2	0	1	0	7	0	1
	2年		5	70	2	14	1	11	0	5	1	14	1	12	0	8	0	0	0	3	0	3
	増減率		-9.1																			
林業	31.15年		1	29	0	3	0	3	0	5	0	9	1	5	0	0	0	1	0	2	0	1
	2年		1	28	0	0	0	1	0	3	1	11	0	7	0	2	0	0	0	1	0	3
	増減率		-3.4																			
その他の事業	31.15年		6	829	2	190	2	197	1	150	0	126	0	44	1	51	0	24	0	35	0	12
	2年		5	895	2	252	2	187	0	152	0	122	0	48	1	57	0	23	0	43	0	11
	増減率		8.0																			
小売業	31.15年		1	211	0	47	1	52	0	42	0	27	0	12	0	16	0	4	0	10	0	1
	2年		2	237	1	57	0	51	0	43	0	26	0	9	1	23	0	8	0	20	0	0
	増減率		12.3																			
社会福祉施設	31.15年		0	117	0	30	0	16	0	21	0	24	0	6	0	6	0	5	0	7	0	2
	2年		0	153	0	51	0	21	0	33	0	18	0	10	0	4	0	7	0	7	0	2
	増減率		30.8																			
飲食店	31.15年		1	67	0	14	0	21	0	12	0	9	0	3	1	6	0	2	0	0	0	0
	2年		0	59	0	8	0	12	0	4	0	14	0	4	0	5	0	2	0	5	0	5
	増減率		-11.9																			

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。



## 福島労働局 第13次労働災害防止計画 (2018年4月1日～2023年3月31日)



©2015 ゼロサイくん

### 現状と計画のねらい

#### 福島県内の労働災害発生状況(2017年)

・死亡者：20人      ・死傷者(休業4日以上)：1,839人

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていく必要がある。

就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保や、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

原発事故からの復興工事に伴う労働者の放射性物質による健康障害防止対策、健康確保対策、安全対策の推進が重要である。

### 計画の目標

**基本目標：** 死亡者数を**15%以上減少**

死傷者数(休業4日以上)を**5%以上減少**

**個別目標：** 建設業の死亡者数を**15%以上減少**

製造業及び林業の死亡者数(5年間の総数)を**15%以上減少**

陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

東京電力福島第一原子力発電所並びに特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生確保対策の徹底を図る

仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を高める

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を高める

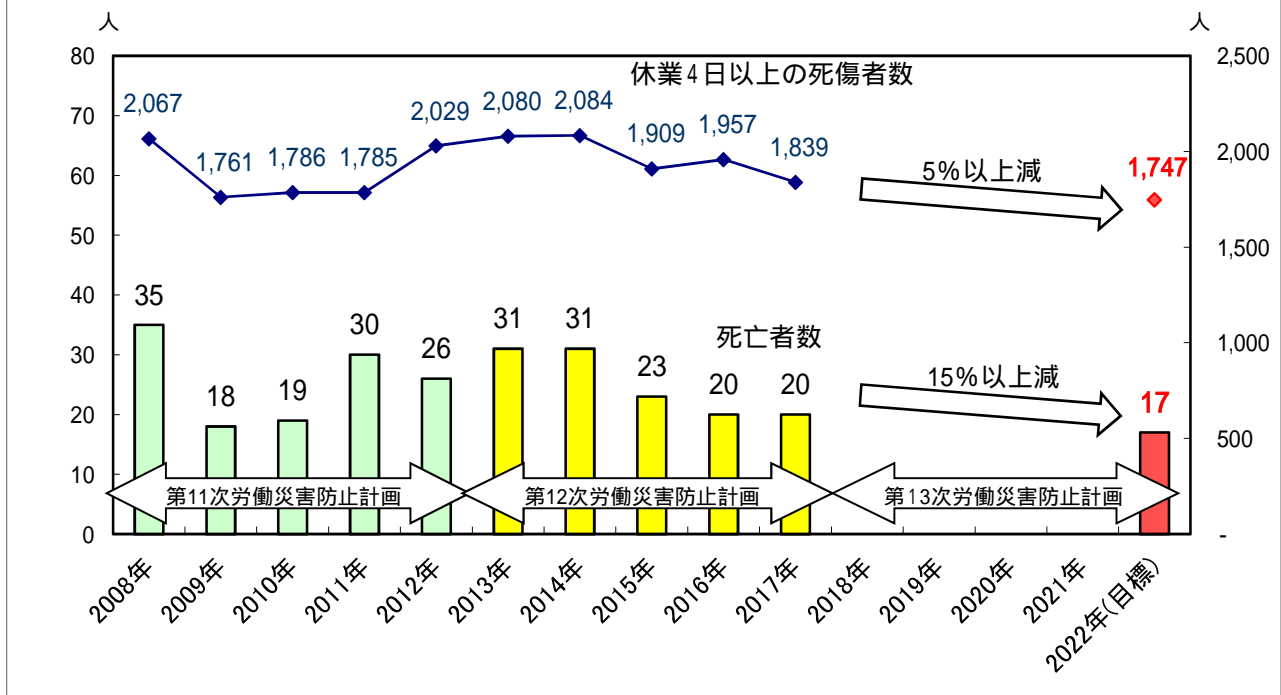
ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を高める

化学品の分類及び表示に関する世界調和システムによる分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシートの交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を高める

第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

職場での熱中症による死亡者数(5年間の総数)を**5%以上減少**

福島県における労働災害発生状況と第13次労働災害防止計画の目標



### 計画の重点事項

- (1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進
- (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

### 【参考】安全衛生関係の主な啓発週間・月間

- 4月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン準備期間
- 5月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間(～9月)
- 6月 全国安全週間準備期間、STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間
- 7月 全国安全週間(1日～7日)、STOP！熱中症クールワークキャンペーン重点取組期間
- 9月 全国労働衛生週間準備期間、職場の健康診断実施強化月間
- 10月 全国労働衛生週間(1日～7日)
- 11月 過労死等防止啓発月間
- 12月 STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間(～2月)

## 重点事項の具体的取組

### (1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業において、作業の時間管理、1Fガイドラインに基づく放射線防護措置等の作業計画を作成させ、計画に基づく作業を実施させるなど、作業員の被ばく低減対策等を実施させる。

また、新規入場者に対しては必要な安全衛生教育、放射線教育を必ず実施させ不安全行動の撲滅に取り組みさせるなど、作業の安全衛生対策を実施させる。

さらに、原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度を活用するなど、緊急作業に従事した労働者に対する長期的健康管理対策等について周知を行い、所属事業者による健康管理対策を実施させる。

特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務について、新規入場者教育、除染等作業等に係る特別教育、健康診断実施と結果に基づく事後措置の実施等の健康障害防止対策を実施させる。

また、墜落・転落災害の防止、建設機械との接触事故防止、家屋の解体作業時の労働災害防止等の対策に取り組みさせる。

### (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業について、墜落・転落災害防止のため、足場の確実な設置、手すり先行工法、フルハーネス型等の墜落防止用保護具の推奨を推進するとともに、はしご等で多く墜落災害が発生していることから、その使用方法に関して指導する。また、解体工事現場における安全対策を指導する。

製造業について、製造機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策として機械の本質安全化を推進するとともに、作業標準の点検及び作業者に対する安全教育の取組を指導する。また、災害発生事業場に対し、原因の究明と再発防止措置の徹底を指導する。

林業について、今後改正が見込まれている伐木作業に係る労働安全衛生規則の改正内容及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等を図る。

### (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置の推進について指導する。

「『過労死ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策」を推進する。

過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう指導する。

時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置を指導する。

ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。

パワーハラスメントの防止について、リーフレット等を活用して周知する。

雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施するよう指導する。

#### (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)について、安全衛生に対する意識を高めるとともに、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

陸上貨物運送事業について、荷役作業における安全ガイドライン等の周知・普及に取り組むとともに、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。

福島局版転倒災害防止対策「転ばないでね!」に基づき、チェックリストを用いた職場の総点検・その結果に基づく対策を実施するよう呼びかける。

介護労働者の腰痛予防について、身体負担軽減を図る動作補助装置等の導入の推奨を行う。

日本工業規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、WBGT値の測定とその結果に基づき、必要な措置がとられるよう指導する。

交通労働災害防止対策を呼びかける。

派遣労働者を対象とした安全衛生教育の実施について指導する。

外国人労働者を対象とした安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の徹底を図る。

障害者である労働者の労働災害防止について指導する。

#### (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。

労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の活用を促進すること等により、治療と職業生活の両立に係る相談支援体制を支援する。

#### (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。

化学物質リスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための指導を行う。

雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにする他、保護具の正しい着用方法等、教育の必要性について指導する。

必要な石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策の必要性について指導する。

個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存する必要性について指導する。

健康管理手帳制度の周知を行う。

事業場等の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。

第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん健康障害防止の自主的取組を推進する。

#### (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨する。

労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動を促進する。

労働災害防止団体が行っている支援策の活用を促進する。

登録検査機関・登録教習機関等に対する監査を実施して指導するとともに、意図的に違法な行為を行う悪質な事業者を摘発した場合は、処分基準に照らし、適切に処分を行う。

#### (8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

第三次産業の業界団体に対し、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等の設置を働きかける。